ハ　複合的なデフォルトに係るリスク
ニ　クレジット・スプレッドに係るリスク
ホ　インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク
ヘ　ベーシス・リスク
ト　回収率の変動に係るリスク
チ　ヘッジのリバランスに係るリスク

二　主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること。

三　包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

四　内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること。

五　包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること。

六　前号に規定するストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）農林水産大臣及び金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること。

（内部モデル方式による包括的リスクの額）

第二百七十九条の十一　内部モデル方式を用いて算出するコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額は、次の各号に掲げる額のうち最も大きい額とする。ただし、包括的リスクの額は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の包括的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の包括的リスクの額の平均値

三　第二百七十九条の九の規定により算出された個別リスクの額に八パーセントを乗じて得た額

（変更に係る届出）

第二百七十九条の十二　農林中央金庫が内部モデル方式の使用について承認を受けた場合に、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一　承認申請書の記載事項に変更がある場合

二　承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三　第二百七十九条の十第四項に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、当該農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百七十九条の十三　農林水産大臣及び金融庁長官は、農林中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したときは、第二百七十九条の十第一項の承認を取り消すことができる。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十三年十二月三十一日から適用する。ただし、第一条による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号ト及び第三十一条第二項、第二条による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号ト及び第三十一条第二項並びに第三条による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農林中央金庫告示」という。）第一条第三十号ト及び第三十七条第二項の規定は、公布の日から適用する。

（証券化エクスポージャーに関する経過措置）

第二条　平成二十五年十二月三十一日までの間、農林中央金庫は、新農林中央金庫告示第一条第十二号に規定する証券化エクスポージャー（同条第七十五号に規定するコリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスクの額を新農林中央金庫告示第二百七十九条の九の規定を準用して算出した額とすることができる。

○金融庁・農林水産省告示第三号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百四条第一項等の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）等の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月三十一日から適用する。

平成二十三年五月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

（農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正）

第一条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号を次のように改める。

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百二十五条第四項第三号から第六号まで（これらの規定を自己資本比率告示第二百三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　組合が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該組合が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヘ　組合の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該組合が行った証券化取引（組合が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ト　証券化取引に関する会計方針

チ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

第二条第三項第六号イ中「場合における信用リスク・アセットの算出対象となる」を加え、(8)及び(9)を削り、(10)を(12)とし、(7)を(10)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

第二条第三項第六号イ中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、同号イ(4)中「額」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ(4)を同号イ(7)とし、同号イ(3)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ(4)を同号イ(7)とし、同号イ(3)中「内訳」の下に「（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）」を加え、同号イ中(3)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

(4)　当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(5)　証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳